

令和8年度水質検査計画表

○印は浄水 ●印は原水

水質検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	規定基準値	令和6年度実績	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	
1 一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	規定により、省略不可項目のため毎月の実施とする。	100個/mL以下	0	0	0	0	0	
2 大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	規定により、省略不可項目のため毎月の実施とする。	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
3 カドミウム及びその化合物			●										水源上流に水又は汚染物質を排出する恐れのある施設がなく、水質が大きく変わる恐れが少ないと認められ、尚且つ過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため、規定により検査回数を省略して3年に1回とする。その第9回目をR10年度に実施する。	0.01mg/L以下	-	-	<0.0002	-	-	
4 水銀及びその化合物			●											0.0005mg/L以下	-	-	<0.00005	-	-	
5 セレン及びその化合物			●											0.01mg/L以下	-	-	<0.001	-	-	
6 鉛及びその化合物			●											0.01mg/L以下	-	-	<0.001	-	-	
7 ヒ素及びその化合物			●											0.01mg/L以下	-	-	<0.001	-	-	
8 六価クロム化合物			●											0.05mg/L以下	-	-	<0.001	-	-	
9 亜硫酸態窒素			●											0.04mg/L以下	-	-	<0.004	-	-	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		○	●			○			○					規定により、省略不可項目のため3月に1回の実施とする。	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11 硝酸性窒素及び亜硝酸態窒素			●											水源上流に水又は汚染物質を排出する恐れのある施設がなく、水質が大きく変わる恐れが少ないと認められ、尚かつ過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため、規定により検査回数を省略して3年に1回とする。その第9回目をR10年度に実施する。	10mg/L以下	-	-	0.17	-	-
12 フッ素及びその化合物			●										0.8mg/L以下		-	-	<0.05	-	-	
13 ホウ素及びその化合物			●										1.0mg/L以下		-	-	<0.05	-	-	
14 四塩化炭素			●										0.002mg/L以下		-	-	<0.0001	-	-	
15 1,4-ジオキサン			●										0.05mg/L以下		-	-	<0.001	-	-	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			●										過去の検査結果(浄水)が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第9回目をR10年度に実施する。		0.04mg/L以下	-	-	<0.001	-	-
17 ジクロロメタン			●												0.02mg/L以下	-	-	<0.001	-	-
18 テトラクロロエチレン			●												0.01mg/L以下	-	-	<0.001	-	-
19 トリクロロエチレン			●												0.03mg/L以下	-	-	<0.001	-	-
20 PFOS及びPFOA			○	●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況等から1年に1回以上の検査となる。また、過去3年間の水質検査結果が基準の1/10以下であれば、3年に1回の検査となる。(R11年度以降)※令和8年度追加項目		0.00005mg/L以下	-	-	-	-	-
21 ベンゼン			●											過去の検査結果(浄水)が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第9回目をR10年度に実施する。	0.01mg/L以下	-	-	<0.001	-	-
22 塩素酸		○				○			○				規定で省略不可項目のため、定められている3月に1回の検査を実施する。		0.6mg/L以下	<0.06	<0.06	<0.06	0.07	<0.06
23 クロロ酢酸		○				○			○					0.02mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
24 クロロホルム		○				○			○					0.06mg/L以下	0.004	0.005	0.003	0.008	0.003	
25 ジクロロ酢酸		○				○			○					0.03mg/L以下	0.004	0.005	0.003	0.008	0.004	
26 ジブromoklorometan		○				○			○					0.1mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
27 臭素酸		○				○			○					0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromoklorometan、ブromoklorometan及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)		○				○			○					0.1mg/L以下	0.006	0.008	0.005	0.011	0.005	
29 トリクロロ酢酸		○				○			○					0.03mg/L以下	0.005	0.004	0.003	0.007	0.002	
30 ブromoklorometan		○				○			○					0.03mg/L以下	0.002	0.003	0.002	0.003	0.002	
31 ブromホルム		○				○			○					0.09mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
32 ホルムアルデヒド		○				○			○					0.08mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
33 亜鉛及びその化合物			●											過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第9回目をR10年度に実施する。	1.0mg/L以下	-	-	<0.01	-	-
34 アルミニウム及びその化合物			●										0.2mg/L以下		-	-	<0.01	-	-	
35 鉄及びその化合物			●										0.3mg/L以下		-	-	<0.01	-	-	
36 銅及びその化合物			●										1.0mg/L以下		-	-	<0.01	-	-	
37 ナトリウム及びその化合物			●										過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/5以下であること、さらに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を省略できると判断し、規定により回数を省略して3年に1回とする。	200mg/L以下	-	-	7.5	-	-	
38 マンガン及びその化合物			●											0.05mg/L以下	-	-	<0.001	-	-	
39 塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自動連続測定・記録を行ってれば省略可能であるが、設備がないので、規定とおり毎月検査を実施する。	200mg/L以下	7.3	7.3	7.8	7.2	7	
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を行う必要がないことが明らかであることが認められるので、回数を省略して3年に1回とする。	300mg/L以下	23	24	24	22	23	
41 蒸発残留物			○	●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/5以下であること、さらに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を省略できると判断し、規定により回数を省略して3年に1回とする。	500mg/L以下	95	86	89	75	75	
42 陰イオン界面活性剤		○	●										過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を行う必要がないことが明らかであることが認められるので、回数を省略して3年に1回とする。	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
43 ジェオスミン			●			○								0.00001mg/L以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	
44 2-メチルイソボルネオール			●			○								0.00001mg/L以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	
45 非イオン界面活性剤		○	●											0.02mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
46 フェノール類		○	●											0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		自動連続測定・記録を行ってれば省略可能であるが、設備がないので、規定とおり毎月検査を実施する。	3mg/L以下	0.5	0.5	0.4	0.8	0.5
48 pH値			○	●					○				自動連続測定・記録を行っているため、規定により検査回数を省略して3月に1回とする。	5.8以上8.6以下	7.1	7.2	7.4	7.1	7.2	
49 味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自動連続測定・記録を行ってれば省略可能であるが、設備がないので、規定とおり毎月検査を実施する。	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50 臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
51 色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		5度以下	0.4	0.7	0.4	1.1	0.6	
52 濁度			○	○					○				自動連続測定・記録を行っているため、規定により検査回数を省略して3月に1回の実施とする。	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
合計	7	7	26	41	7	7	23	7	7	21	7	21								

〈原水〉																			
嫌気性芽胞菌 指標菌検査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			不検出	13	不検出	1	不検出
大腸菌(最確数法による定量試験)指標菌検査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			17	350	130	7.8	23
クリプトスポリジウム等(原虫検査)			●						●						不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

- ※ 採水場所は、給水区域内の給水栓より随時場所を変更し採取する。
- ※ 水質検査の委託先: 毎年見積合わせにより業者を決定し、実施する。
- ※ 臨時の水質検査は、定期検査を委託している業者へ別途依頼する。
- ※ 原水全項目検査は、上記の22番塩素酸から32番ホルムアルデヒドまでを除く41項目を6月に実施する。

浄水水質検査計画表の検査省略基準

新水質基準		省略可否	規定基準値	検査頻度	検査回数の減	
1	一般細菌	100個/mL以下	×	100個/mL以下	おおむね月1回以上	不可
2	大腸菌	検出されないこと	×	検出されないこと	おおむね月1回以上	不可
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	○	0.01mg/L以下	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	○	0.0005mg/L以下	〃	〃
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	○	0.01mg/L以下	〃	〃
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	○	0.01mg/L以下	〃	〃
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	○	0.01mg/L以下	〃	〃
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	○	0.05mg/L以下	〃	〃
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	×	0.04mg/L以下	〃	〃
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	×	0.01mg/L以下	〃	不可
11	硝酸性窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	10mg/L以下	〃	年1回又は3年に1回
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	○	0.8mg/L以下	〃	〃
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	○	1.0mg/L以下	〃	〃
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	0.002mg/L以下	〃	〃
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	0.05mg/L以下	〃	〃
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	0.04mg/L以下	〃	〃
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	0.02mg/L以下	〃	〃
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	0.01mg/L以下	〃	〃
19	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	○	0.03mg/L以下	〃	〃
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下	○	0.00005mg/L以下	〃	年1回又は3年に1回
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	○	0.01mg/L以下	〃	〃
22	塩素酸	0.6mg/L以下	×	0.6mg/L以下	おおむね3月に1回以上	不可
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	×	0.02mg/L以下	〃	不可
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	×	0.06mg/L以下	〃	〃
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	×	0.04mg/L以下	〃	〃
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	×	0.1mg/L以下	〃	〃
27	臭素酸	0.01mg/L以下	×	0.01mg/L以下	〃	〃
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下	×	0.1mg/L以下	〃	〃
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	×	0.2mg/L以下	〃	〃
30	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	×	0.03mg/L以下	〃	〃
31	プロモホルム	0.09mg/L以下	×	0.09mg/L以下	〃	〃
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	×	0.08mg/L以下	〃	〃
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	○	1.0mg/L以下	〃	年1回又は3年に1回
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	○	0.2mg/L以下	〃	〃
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	○	0.3mg/L以下	〃	〃
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	○	1.0mg/L以下	〃	〃
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	○	200mg/L以下	〃	〃
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	○	0.05mg/L以下	〃	〃
39	塩化物イオン	200mg/L以下	×	200mg/L以下	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	○	300mg/L以下	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回
41	蒸発残留物	500mg/L以下	○	500mg/L以下	〃	〃
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○	0.2mg/L以下	〃	〃
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	○	0.00001mg/L以下	〃	不可
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	○	0.00001mg/L以下	〃	〃
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	0.02mg/L以下	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回
46	フェノール類	0.005mg/L以下	○	0.005mg/L以下	〃	〃
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/L以下	×	5mg/L以下	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上
48	pH値	5.8以上8.6以下	×	5.8以上8.6以下	〃	〃
49	味	異常でないこと	×	異常でないこと	〃	〃
50	臭気	異常でないこと	×	異常でないこと	〃	〃
51	色度	5度以下	×	5度以下	〃	〃
52	濁度	2度以下	×	2度以下	〃	〃

毎月検査項目	7項目
自動連続測定・記録している場合及び省略不可項目	15項目
期間限定項目	2項目
過去3年間における検査結果が基準値の5分の1以下	1項目
過去3年間における検査結果が基準値の10分の1以下	27項目